

ホッカンホールディングス株式会社

コーポレートガバナンス・ガイドライン

本ガイドラインは、当社および当社グループが経営にあたって遵守すべきコーポレートガバナンスに関する考え方をまとめ、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆さまとの対話の促進・充実に資するため、当社取締役会の決議に基づき開示するものです。【3-1(ii)】

第1章 総 則

第1条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）【3-1(ii)】

当社は、経営理念およびビジョンの表す使命を実現するために、以下に重点をおいてコーポレートガバナンスの充実を図ります。

- (1) 経営効率の向上と経営プロセスの透明性確保
- (2) 社会的責任の明確化とステークホルダーとの協働

経営理念

開拓者精神をもって、成長のために飽くなき挑戦を続け、
お客様とともに、社会から必要とされる製品を提供していく。

ビジョン

1. 我々は、お取引先様から、また社会から強く必要とされる存在であるため、常に社会的責任を明確にするとともに、各事業分野において「この点がNo.1」と言いきれる明確な特長を持った製品サービスを開発、提供します。
2. 我々の製品、サービスを世界中の人々へ提供できるよう、新たな事業拠点の設立を積極的に進めてまいります。
3. 我々は国籍、性別、年齢に関係なく、事業に貢献する人を正当に評価する、フェアな企業集団であり続けます。【2-4】

第2章 コーポレートガバナンス体制【2】【4】

第2条（コーポレートガバナンス体制）

1. 当社は監査役会設置会社であり、取締役会、監査役会を中心とした経営管理体制を構築します。
2. 当社は「役員の選解任に関する方針」において取締役会の規模・構成を定めています。

1. 取締役会および監査役会の規模・構成【4-11】【4-11①】

当社取締役会および監査役会の規模・構成は、以下の方針によるものとする。

- (1) 当社取締役会は、当社グループ各社の事業特性と持株会社としての当社の役割等を勘案し、意思決定の迅速化と権限の委譲を図るために必要な規模とし、取締役の員数は定款に定める10名以内の適正な人数とする。
- (2) 取締役候補者の選定にあたっては、当社が健全な経営を推し進めていくために必要とされる知識・能力のほか、取締役会に占める社外取締役や女性取締役の割合その他取締役会の多様性の確保を考慮するものとし、取締役の員数のうち3分の1以上を当社から独立した社外取締役とする。【4-8】【4-11】
- (3) 当社監査役会は、定款に定める5名以下の適正な人数で構成することとし、監査役候補者の選定にあたっては、当社および当社グループの監査を遂行するのに必要な豊富な経験と見識、また財務・会計・法務に関する知見を、監査役会全体としてバランスよく備えることとなるよう考慮する。【4-11】

第3条（取締役会）【4-1】【4-2】【4-2①】【4-2②】【4-3】

1. 取締役会は、代表取締役が議長となり原則として毎月1回、また随時に開催して、取締役の職務執行および当社グループの経営を監督するほか、経営方針、経営戦略および経営計画等グループ経営に関する基本事項など重要な業務執行を決定します。また、決裁基準を設けて権限の委譲と責任の所在を明らかにすることで、経営のスピードアップと透明性の高い監督の実現を図っています。【2-1】【4-1】【4-1①】
2. 取締役会は、経営方針、事業ポートフォリオを含む経営戦略や経営計画等（その結果を含む）の概要を適時に公表し、株主・投資家をはじめステークホルダーに分かりやすい言葉・論理で明確に説明します。また、これらの全部または一部を英訳し、当社ウェブサイトに掲載するなどの方法により公表します。英訳する事項は海外投資家の比率や社会の動向その他諸般の事情を踏まえて検討することとします。【3-1(i)】【3-1①】【3-1②】【4-1②】【5-2】【5-2①】
3. 取締役会は、グループ内取引を含む関連当事者間の取引にあたっては、当該取引が会社や株主共同の利益を害することのないような手続を実施します。【1-7】【4-3】
4. 取締役会資料の提供を含む取締役会の運営は総務部がおこなっており、取締役会その他のスケジュールの調整をおこない出席率の最大化と審議時間の確保を図るとともに、取締役会資料を含む必要な情報を会日に十分に先立って提供することで取締役会の審議の活性化に努めています。【4-12】【4-12①】(i)(ii)(iii)(iv)(v)】
5. 取締役会は、毎年、第三者機関を活用して取締役会の実効性評価を実施し、その結果の概要を当社ウェブサイトに掲載するなどの方法により公表します。【4-11】【4-11③】

第4条（監査役および監査役会）【4-4】【4-4①】

1. 監査役会は、監査役監査に関する意見を形成するための機関として定期的に開催し、監査基準、監査方針、監査計画および各監査役の職務の分担等を定め、監査状況の報告および協議をおこない、必要に応じて取締役または取締役会に対して監査役会の意見を表明します。
2. 監査役は、監査役会で承認された監査計画に従い取締役会および重要な会議に出席し、重要書類を閲覧し、また会計監査人や内部監査部門とも連携して取締役の職務の執行状況を確認する等、経営監視機能を果たし、必要に応じて取締役または取締役会に対して適切に意見を表明します。

第5条（会計監査人）

1. 当社は会計監査人設置会社であり、会計監査人として Moore みらい監査法人を選任しています。同監査法人と当社の間には特別な利害関係はなく、当社および当社グループの会社法監査および金融商品取引法監査を受けています。
2. 当社は、会計監査人が適正な監査を確保するために必要な体制を整備するとともに、会計監査人から不正や不備・問題点を指摘された場合に適切な対応体制を確立します。【3-2】【3-2②】
3. 監査役会は、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めるほか、会計監査人の独立性、専門性について評価基準を設け、定期的に協議しています。【3-2①(i)(ii)】

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

第6条（取締役・監査役の選解任に関する体制）【3-1(iv)】【4-3】【4-3①】【4-3②】【4-10】【4-10①】【4-11】

1. 当社は取締役および監査役候補者の選定および取締役の解任に係るプロセスの透明性を確保するとともに、取締役会の多様性・取締役の選解任・取締役に対して発揮することを期待する知識・能力（スキル）等に関する方針および後継者計画の運用状況の適否を検証するため、当社から独立した社外取締役が過半数を占める任意の役員指名等検討委員会を設置しています。また「役員の選解任に関する方針」において役員候補者の選定に関する基準および手続を定め、これに基づいて取締役・監査役を選定しています。

2. 役員候補者の選定基準

- (1) 役員候補者の選定にあたっては、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、取締役会の定める行動規範を遵守しながら当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け積極的に行動する者であることをその基準とする。

【4-5】

- (2) 役員候補者は、その役割・責務を適切に果たすため、時間・労力を業務に振り向けることができる者とし、他の上場会社役員との兼任は4社以内、また取締役会への出席率は概ね85%以上を目安とする。【4-11②】

3. 社外役員候補者の選定基準【4-6】【4-7(i)(ii)(iii)(iv)】

社外取締役候補者および社外監査役候補者（以下合わせて「社外役員候補者」という）の選定にあたっては、前項のほか、以下の期待される役割・責任を果たせる者であることを基準とする。

- (1) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値向上の観点から助言を行うこと
- (2) 取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (3) 会社と当社グループの経営陣^{※1}や主要株主^{※2}との間の利益相反を監督すること
- (4) 当社グループの経営陣および主要株主から独立した立場で、各ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

4. 社外役員の独立性に関する判断基準【4-9】

社外取締役および社外監査役（以下、合わせて「社外役員」という）または社外役員候補者が次の各項目のいずれにも該当しない場合、独立性を有しているものと判断する。

- (1) 当社グループの業務執行者^{※3}もしくは監査役（社外監査役を除く）または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者もしくは監査役（社外監査役を除く）であった者
- (2) 当社グループを主要な取引先^{※4}とする者またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
- (4) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産^{※5}を得ているコンサルタント、公認会計士または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (5) 当社グループから多額の寄付または助成^{※6}を受けている者または法人、組合等の団体の業務執行者
- (6) 当社の主要株主またはその業務執行者
- (7) 過去3年以内において(2)から(6)までのいずれかに該当していた者
- (8) 以下に掲げる者（使用人については部長職以上の者に限る）の二親等内の親族
 - ① 当社グループの業務執行者もしくは監査役または過去3年以内において当社グループの業務執行者もしくは監査役であった者
 - ② 前記(2)から(7)までのいずれかに該当する者

5. 役員指名等検討委員会

当社は、役員候補者の選定および取締役の解任に係るプロセスの透明性を確保するとともに、取締役会の多様性・取締役の選解任・取締役に対して発揮することを期待する知識・能力（スキル）等に関する方針および後継者計画の運用状況の適否を検証するため、当社から独立した社外取締役が過半数を占める役員指名等検討委員会を設ける。

役員指名等検討委員会の人員・構成については別途定め、これを適切な方法で開示するものとする。

6. 役員候補者の選定に係る手続

- (1) 役員候補者の選定にあたっては、本基準、取締役会の定める行動規範および役員指名等検討委員会の内規に基づき、役員指名等検討委員会が人事案を作成し、監査役候補者については監査役会の同意を得たうえで、取締役会に提出するものとする。

(2) 取締役会は、指名等検討委員会が提出した人事案を尊重し、審議のうえ、決定する。

※1 「経営陣」 取締役（社外取締役を除く）および執行役員をいう

※2 「主要株主」 当社の議決権を直接または間接に10%以上保有している者をいう

※3 「業務執行者」 取締役（社外取締役を除く）、執行役員および使用人をいう

※4 「主要な取引先」 当社グループとの取引による支払額または受取額が、当社グループまたは当該取引先の連結売上高の2%以上を占める取引先をいう

※5 「多額の金銭その他の財産」

直近事業年度において個人の場合には年間1千万円超、または当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は連結売上高または総収入の2%を超える額をいう

※6 「多額の寄付または助成」

直近事業年度において年間1千万円を超える額の寄付または助成をいう

2. 当社は、役員候補者の指名にあたっては個々にその指名理由を株主総会参考書類に記載するほか、スキル・マトリックス等のツールを用い、当社が経営方針や経営戦略に照らして必要と考える知識・経験・能力等について開示します。**【3-1(v)】【4-11①】**
3. 当社は、「役員の選解任に関する方針」において取締役の処分・解任に関する基準および手続を定めており、必要な場合にはこれに基づいて取締役の処分・解任を審議します。また、取締役の処分・解任が決定された場合には、その理由について適切に説明します。なお、代表取締役の解任については、会社の業績等を踏まえ、社外取締役の積極的な関与の下、公正かつ透明性の高い審議を基に取締役会が判断する。**【3-1(v)】【4-3③】**

7. 取締役の処分・解任に関する基準および手続

(1) 役員指名等検討委員会は、取締役に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、取締役会規則および以下の解任基準に基づき、当該取締役の処分について審議し、処分案を作成のうえ取締役会に提出する。

- ① 会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事由に該当することとなった場合
- ② 反社会的勢力との不適切な関係その他、著しく公序良俗に反する行為があった場合
- ③ 任務の懈怠等により著しく企業価値を毀損し、または毀損するおそれがある場合
- ④ 健康上の理由から、職務の継続が困難と判断される場合
- ⑤ 本基準または取締役会の定める行動規範において求める取締役の資質を満たさないと判断される場合

(2) 取締役会は、役員指名等検討委員会が提出した処分案を尊重し、審議のうえ決定する。

4. 取締役会は、代表取締役等の後継者計画およびその運用状況に関する事項について役員指名等検討委員会に諮問し、その答申を尊重のうえ、経営理念や具体的な経営戦略等を踏まえて監督を実施します。**【4-1③】**

第7条（取締役・監査役の報酬の決定に関する体制）**【3-1(iii)】【4-2】【4-2①】【4-10】【4-10①】**

当社は、「役員報酬の決定に関する方針」を定め、取締役の個人別の報酬については、これに基づき当社から独立した社外取締役が過半数を占める報酬検討委員会にて原案を作成し、取締役会において最終決定しています。

1. 基本方針

- (1) 当社の役員報酬は、役員それぞれの役割・責務を踏まえ、適切な人材を確保・維持する競争力のある水準とする。
- (2) 役員の個人別の報酬は、当社から独立した社外取締役が関与し、透明性のあるプロセスに基づいて決定する。

2. 役員報酬の種類

(1) 基本報酬

役員個人別に決定される、毎月定額の金銭報酬とする。

(2) 株式報酬

2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において決議された株式報酬制度（以下「本制度」という）に基づく株式報酬とする。

〔本制度の概要〕

2019年6月28日から2024年6月開催の定時株主総会終結の日まで（以下「対象期間」という）の間に在任する取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）を対象とする株式報酬とする。

当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という）が当社株式を取得し、当社が各対象取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各対象取締役に対して交付されるものとする。なお、対象取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当該対象取締役の退任時とする。

対象期間において、対象取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限は160百万円、対象取締役に付与されるポイント総数の上限は、1事業年度あたり25,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）とする。

3. 役員報酬の内容

- (1) 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、短期および中長期的な業績の向上と企業価値の最大化に責任を負う等の役割を踏まえ、基本報酬および株式報酬により構成する。
- (2) 社外取締役の報酬は、社外取締役が業務執行から独立した立場で、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値向上の観点から助言を行い、経営を監督すること等の役割を踏まえ、基本報酬のみで構成する。
- (3) 監査役の報酬は、当社の業績に左右されず取締役の業務執行を監査すること等の役割を踏まえ、基本報酬のみで構成する。

4. 役員の個人別の報酬の決定に係る手続

(1) 報酬検討委員会の設置

当社は、取締役個人別の報酬額の決定プロセスに係る透明性を確保するため、当社から独立した社外取締役が過半数を占める報酬検討委員会を設ける。報酬検討委員会の人員・構成については別途定め、これを適切な方法で開示するものとする。

(2) 取締役の基本報酬の決定

- ① 報酬検討委員会において、株主総会の決議の定める総額の範囲内において、各取締役の経歴、見識、実績等を踏まえて取締役個人別の報酬額の原案を作成する。
- ② 取締役会は、報酬検討委員会の提出する原案を尊重し、審議のうえ決定する。

(3) 取締役の株式報酬の決定

株式報酬は、本制度に係る株主総会の決議内容に基づき取締役会の定める「株式交付規程」

により、対象期間中に在任する対象取締役に対して、その役位に応じたポイントを、当該対象期間に対する報酬として、毎年定時株主総会の日に付与する。

(4) 監査役の報酬の決定

監査役の報酬は、株主総会の決議の定める総額の範囲内において、監査役の協議により決定する。

第8条（取締役会をサポートする体制）【4-13】

1. 当社は、取締役会をサポートする体制として、以下の会議を開催します。【4-10】

(1) グループ経営会議

原則として毎月1回開催し、グループ全体、事業分野及び各社の重要な経営問題を審議する

(2) 特別経営会議

原則として毎月1回開催し、取締役会が決定した基本方針に基づき、その全般的な執行方針を確立するため、経営に関する重要な事項を協議決定し、合わせて業務執行の全般的統制を行う【4-8②】

2. 当社は、定期的に社外取締役・監査役連絡会を開催するなど、社外取締役と社外監査役を含む監査役会とが常に連携をとれる環境を整えています。【4-8①】【4-8②】

3. 当社は、社外取締役・社外監査役と社内の連絡・調整については総務部がその任にあっており、社外取締役および社外監査役に必要な情報を適確に提供することができるようにしています。

【4-13①】【4-13③】

4. 当社は、取締役および監査役に対して継続的にコンプライアンス研修等を実施し、新任取締役には取締役の法的役割に関する研修、社外役員には工場見学等を実施するなど、その役割と責務を果たすために必要な教育・訓練を実施するほか、新たな経営課題についての情報の提供に努めます。また、取締役または監査役が必要と考える場合には、合理的な範囲で会社の費用において外部の専門家の助言を得られることとしています。【4-13②】【4-14】【4-14①】【4-14②】

第9条（内部監査）【4-3④】

1. 当社は、当社グループの経営管理・運営制度および業務遂行の状況を合法性と合理性の観点から検討・評価することを目的として内部監査部門を設置します。内部監査部門は、監査役および会計監査人と連携して内部監査を実施します。

2. 取締役会は、内部監査活動の実施結果について定期的に報告を受けます。【4-13③】

第10条（内部統制）【4-3】【4-3④】

当社は、当社および当社グループの内部統制基本方針を定め、これに基づいて内部統制システムの確実な整備および運用を図っています。

ホックングループは、顧客・株主・投資家ほかステークホルダーからの信頼を確保するため、会社法および金融商品取引法の定めに従い、以下の活動を実施します。また、活動遂行に必要な役割を明確に示し実践教育をおこなうことにより、確実な活動を実現します。

(1) 業務の有効性及び効率性を高め、企業価値を向上します。

(2) コンプライアンス委員会の活動を主軸とし、すべての役職員が法令等あらゆるルールを守る文化を育成します。

(3) リスク管理委員会の活動を主軸とし、リスクの識別、分析、評価、対応を行い、不測の事

態を未然に防止する体制を整えます。

- (4) リスク管理委員会の下部組織である財務リスク対応チームを主軸とし、財務報告の適正性を確保します。
- (5) 不測の事態に備え、緊急時対応規程等を整備するとともに、必要な緊急対応訓練を実施します。
- (6) グループの有形・無形資産の保全に努めます。

第 11 条 (リスク管理活動) 【4-3】 【4-3④】

1. 当社は、情報資産の管理・活用を徹底し、情報資産の機密性・完全性・可用性の確保・向上に努める等適切な管理を徹底するとともに、競争力向上のためにその活用を図ります。
2. 当社は、リスク管理委員会を設置し、原則として年 2 回開催します。また、リスク管理委員会の下部組織として、必要に応じて財務リスク、全社リスクに対応するための実務組織（チーム）を設置します。
3. 当社は、リスク管理委員会を中心としてグループ全体のリスク管理を統括するとともに、定期的なリスクの識別等を実施し、抽出された個々のリスクについての対応を継続的に実施することによりリスクの極小化に努めます。
4. 当社は、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする危機管理対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとしております。

第 12 条 (コンプライアンス活動) 【4-3】 【4-3④】

1. 当社は、事業活動を行う全ての国・地域の法令・規制を遵守し、高い倫理観をもって行動します。取引に当たっては公正を旨としてカルテル・談合等の競争制限は断固として拒絶し、贈収賄その他あらゆる種類の汚職・腐敗に関与しません。また、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、利益供与は一切行いません。不当な要求に対しては断固たる態度で臨みます。
2. 当社は、役職員が業務遂行にあたって諸法規及び各社内諸規程を遵守するとともに、ビジネスマナーを守り、社会規範に沿った責任ある行動をとるための行動規範を定め、当社グループ全体でコンプライアンスを推進する体制を構築します。なお、総務部を当社グループ全体のコンプライアンス統括部門とします。【2-2】
3. 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、原則として年 4 回開催します。コンプライアンス委員会では当社グループのコンプライアンス活動の状況の報告を受け、法規制や行政機関からの指導通達に関わる情報を収集して、業務の適正確保に向けた通知・連絡、規則、ガイドラインの策定や教育・研修等をおこないます。また取締役会は、コンプライアンス委員会を通じて、行動規範の実践状況や内部通報制度の運用状況を監督します。【2-2①】
4. 当社は、業務運営に関する違法、不正または不当な行為の早期発見および是正を図るため、外部弁護士を外部通報窓口を含む内部通報制度を整備しており、通報者の秘匿と不利益取扱をおこなわない旨周知しています。【2-5】 【2-5①】

第3章 株主および投資家との関係【1】【4】【5】

第13条（株主の権利の確保）【1-1】【1-2】

1. 当社は、株主が株主総会の議案を十分に検討したうえで議決権を行使できるよう、以下の施策を実施します。
 - (1) 株主総会招集通知の早期発送に努め、株主総会開催日の3週間前までに発送します。また、株主総会招集通知以前の可能な限り早期に、当社ウェブサイトに掲載するなどの方法により、招集通知に記載する情報を公表します。その他株主総会関連日程については、株主との建設的な対話の充実と正確な情報提供の観点から適切に設定します。【1-2②】【1-2③】
 - (2) 株主総会参考書類は、株主が会社提案の趣旨および内容を把握し、十分に検討することができる分かりやすい内容となるよう努めます。特に、取締役会が総会決議事項の一部の決定を受任する内容の提案をするときは、当社に受任する体制が整っていることを含めて説明します。【1-1②】
 - (3) 株主総会招集通知の全部または一部を英訳し、株主総会開催日の3週間前までに、当社ウェブサイトに掲載するなどの方法により公表します。英訳する事項は海外投資家の比率や社会の動向その他諸般の事情を踏まえて検討します。【1-2①】【1-2④】【3-1②】
 - (4) 議決権電子行使プラットフォームを含む議決権の電子行使を実施します。【1-2④】
 - (5) その他、株主（信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等を含む）が、株主総会において適切に議決権を行使することができるよう努めます。【1-2⑤】
2. 当社は、株主総会において可決には至ったものの、有効議決権行使数（行使総数から無効分を差し引いた数）に対する反対数が5分の1を超える会社提案議案があったときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、適宜公表します。【1-1①】
3. 当社は前各項のほか、当社が株主の権利の行使を事実上妨げるものがないよう配慮します。また、株主が平等に権利を行使することができるよう取り組みます。【1-1③】

第14条（株主および投資家との対話に関する方針）【5-1】

当社は、株主および投資家との建設的な対話を促進し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、以下の取り組みを実施します。

- (1) 「情報の開示およびIRに関する方針」を定め、これに基づいて適切な情報の開示およびIR活動を実施します。

情報の開示およびIRに関する方針

1. 情報開示の基準

- (1) 当社は、投資判断に重要な影響を与える決定事実、発生事実および決算に関する情報につきましては、金融商品取引法等の関係法令および当社の株式を上場している証券取引所（以下「上場証券取引所」といいます。）の定める会社情報の適時開示に関する規定（以下「適時開示規則」といいます。）に従って情報開示を行います。
- (2) 当社は、関係法令および適時開示規則によって開示を義務付けられていない情報であっても、環境活動や社会的側面などの非財務情報を含め、株主、投資家の皆様に当社をご理解いただくために有用と判断される情報につきましても、適切に開示してまいります。

2. 情報開示の方法

- (1) 当社は、上場証券取引所の定める規則を遵守し、投資判断に影響を与える決定事実、発生事実および決算に関する情報が生じた場合には、法令および適時開示規則の定める方法に従い開示を行うとともに、当社ウェブサイトにおいても、開示後速やかにその内容を掲載いたします。
- (2) 当社は、株主、投資家の皆様に当社をご理解いただくために有用と判断される情報につきましては、ニュースリリースの配信や当社ウェブサイトへの掲載などの方法で開示いたします。

3. インサイダー取引の未然防止および公平な情報開示 【5-1②(v)】

当社は、当社および当社子会社の役職員がその職務に関して知った重要情報の管理および役職員による株券等の売買等に関する行動基準を定めることにより、公平な情報開示を行うとともにインサイダー取引を未然に防止し、もって証券市場における当社の信頼を確保してまいります。

当社は、対話に際してインサイダー情報を含む重要情報の管理に留意し、機関投資家向けおよび個人投資家向け説明会その他 IR 活動は、事前に説明内容を確認・精査した資料に沿っておこなうこととしており、原則として未公表の重要情報をご提供することはありませんが、万一、意図せず重要情報を伝達した場合には、速やかに当該重要情報を公表するなど、必要な措置を取ることといたします。また、説明会を実施した際にはその資料を速やかに当社ウェブサイトに掲載するなど、フェア・ディスクロージャーの趣旨に則り、できる限り公平に情報が伝達されるような配慮をおこなってまいります。

4. 業績予想および将来の見通しについての留意事項

当社が開示する業績予想、経営計画、経営戦略、経営方針等のうち、歴史的事実でない部分は将来の見通しに関する記述です。これらは、当社が開示時点までに入手している情報および合理的であると判断される一定の前提に基づく経営者の判断に依拠するものであり、実際の業績等は様々なリスクや不確定要因により大きく異なる可能性があります。

5. 沈黙期間

当社は、決算情報の漏洩を防ぎ情報開示の公平性を確保するため、原則として各四半期決算発表前 4 週間を沈黙期間としています。この期間においては IR 活動をおこなわず、決算・業績見通しに関するお問い合わせへの回答・コメントを控えさせていただきます。ただし、この期間においても、業績予想の修正その他開示すべき事実が生じた場合は、当社の株式を上場している証券取引所の定める規則に従い開示いたします。また、既に公表されている情報に関するお問い合わせにつきましては対応いたします。

6. 社内体制の整備状況

[適時開示に関する社内体制]

当社は本方針を適切に運用し、法令および適時開示規則に基づく適時、適切な情報開示を実行する社内体制を整備し維持してまいります。

当社における会社情報の開示は、決算および経理事務に関する情報は経理部が、それ以外

の情報については総務部が担当しており、総務部・経理部担当取締役がそれぞれの情報に関する開示責任者として業務にあたっております。

総務部および経理部においては、情報の所管部署より起案、報告される情報等を適時開示規則と照らし合わせ、決定事実または発生事実が開示すべき情報に該当するかを検討し、該当する場合にはこれを取締役会または代表取締役に提出し、承認の決議・決定を受けたうえで情報開示責任者を通じて開示することとしております。

[IR 活動に関する社内体制]

当社においては、代表取締役が積極的に関与するなか、総務部担当取締役が責任者として個人株主および機関投資家に向けた IR 活動にあたっております。【5-1②(i)】

IR 活動の実務は総務部が中心となり、各事業会社から必要な情報収集を行い取りまとめたうえでこなっております。【5-1②(ii)】

機関投資家向け IR 活動においては、経営陣幹部が事前に情報の正確性、情報開示の公平性等の観点から開示内容を検討しており、また、その実施後には、適切かつ効果的なフィードバックのため、外部 IR 支援会社等から評価レポートを取得し、IR 活動において把握された意見・懸念と合わせて経営陣幹部や取締役会に報告しております。【5-1②(iv)】

- (2) 株主総会のほか、株主・投資家やアナリストに向けた説明会等を開催し、合理的な範囲で建設的な対話の充実を図ります。【5-1②(iii)】
- (3) IR 活動については、代表取締役が積極的に関与するなか、IR 活動を担当する役員を責任者として個人株主および機関投資家に向けた IR 活動にあたります。特に株主・投資家との個別対話にあたっては、面談のテーマや内容等を踏まえ、担当部署のほか合理的な範囲で代表取締役や社外取締役を含む取締役または監査役があたることを原則とします。【5-1①】
- (4) 取締役会は定期的に株主・投資家との対話の状況について報告を受け、より一層の建設的な対話の充実資するよう努めます。【5-1②(iii)】【5-1②(iv)】
- (5) 当社は、中長期的な企業価値の向上に資するバランスの良い株主構成を実現するため、株主名簿および実質株主情報等を定期的に入手し、株主構造を把握・分析し、IR 活動に役立てるよう努めます。【5-1③】

第 15 条（資本政策および株主還元に関する方針）

1. 当社は、中期経営計画等において資本政策の基本方針を明らかにします。【1-3】
2. 当社は、剰余金の配当の決定に関する方針を定めます。

当社は、中長期的な株主価値向上を図る観点から、成長戦略および財務の健全性強化のための内部留保の充実を勘案しつつ、株主の皆様への利益還元を最大限に考え、バランスを考慮した配当方針としています。

また、当社は中間配当および期末配当の年 2 回を基本的な方針としており、機動的な配当政策を実施するため、会社法第 459 条第 1 項に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等をおこなうことができる旨定款に定めています。

3. 当社は、株主の皆様の日頃からのご支援への感謝と、当社への理解をさらに深めていただくことおよびより多くの株主の皆様当社株式を中長期的に保有していただくことを目的に、毎年 3 月 31 日（基準日）において 100 株以上の当社株式を継続して 1 年以上保有される株主様^{*}に対し、当社

空缶が採用されている製品の缶詰詰合せ等の株主優待制度を実施しています。

保有株式数	優待品の内容
100 株以上 1,000 株未満	3,000 円相当の缶詰詰合せ等
1,000 株以上 2,000 株未満	6,000 円相当の缶詰詰合せ等
2,000 株以上	8,000 円相当の缶詰詰合せ等

※基準日、基準日の前年の9月30日および同3月31日の当社株主名簿のすべてに、同一株主番号で100株以上の保有が記載又は記録されている株主様をいいます。

《移行期間の設定について》

上記にかかわらず2023年3月31日を基準日とする株主優待制度については、2023年3月31日および2022年9月30日の当社株主名簿それぞれに、同一株主番号で100株以上の保有が記載又は記録されている株主様を対象として実施いたします。

4. 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合には、適正な手続を確保し十分な説明をおこなうなど、既存株主を不当に害することのないように配慮します。【1-6】

第16条（会社の支配に関する方針）【1-5】【1-5①】

1. 当社は現在、会社法施行規則第118条第3号に定める基本方針を定めていませんが、当社の株主の在り方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。
2. 当社は、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際には、当該買付に応じるべきか否かを株主が判断するために必要な情報の提供を求め、当社取締役会の意見等を開示し、または株主のために買付者等と交渉をおこなうほか、株主の検討のための時間の確保に努めるなど、法令に基づき適切な措置を講じます。

第17条（政策保有株式に関する方針）【1-4】

1. 当社は、取引先から株式保有の要請を受けた場合、今後も取引先として継続していく企業、新たに事業戦略上関係を強化すべき企業等に限定し、また、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかなど、妥当性について精査し、保有するか否かを決定します。
2. 当社は年に1回以上、取締役会において当社が保有する株式の保有目的や保有することの合理性を検証し、合理性がないものと判断した株式については順次売却するなど適切に処分します。
3. 当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしています。発行会社の財務の健全性に悪影響を及ぼすおそれのある議案や、違法行為が発生した場合における責任者の取締役選任議案などについては、反対する場合があります。
4. 当社は、取引の縮減を示唆するなど自由な取引を阻害するおそれのある方法をもって他者に対して当社株式の取得を強要せず、また当社株式の売却等を妨げません。また当社は、株式の保有または非保有を理由として、会社および株主共同の利益を害するような取引をおこないません。【1-4①】
【1-4②】

第18条（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）【2-6】

1. 当社の確定給付年金については人事部が管理監督者となり、スチュワードシップ・コードを受け入

れた運用受託機関との間で定期的に運用面における議論をおこない、また利益相反を管理するなど、適切なモニタリングをおこなっています。

2. 前項のほか、当社は従業員一人ひとりのライフプランに応じた自由な資産形成を支援するため、企業型確定拠出年金制度を採用しており、対象となる役職員個人での運用をおこなっています。

第4章 サステナビリティ 【2-3】 【2-3①】

第19条（サステナビリティに関する基本的な考え方） 【3-1③】 【4-2】 【4-2②】

1. 当社は、当社グループが事業活動において直接的・間接的に関わる社会課題に対応するための方針として「サステナビリティ基本方針」を定めます。

基本理念

私たちホックングループは、各事業分野において成長を続け、中長期的な企業価値の向上を図るためには、その活動が環境・社会と調和する持続可能なものでなければならないことを深く認識し、これを実践するために、事業活動において直接的・間接的にかかわる様々な社会課題の解決に向けて積極的に取り組みます。

基本方針

- (1) 労働者の権利を含む人権を尊重し、差別・ハラスメントを許しません
- (2) 役職員の安全および健康を確保し、働きがいのある会社を目指します
- (3) 法令を遵守し、公正取引・腐敗防止、反社会的勢力の排除に取り組みます
- (4) 持続可能な地球環境の実現に向けて取り組みます
- (5) 顧客満足度の高い製品・サービスを開発し、製品安全および品質の確保に努めます
- (6) 情報資産の管理・活用を徹底し、適正な開示を行います
- (7) 地域社会と調和し、社会の幸福に資する活動に取り組みます
- (8) ステークホルダーと真摯に対話し、活動状況を監督します

2. 当社は、サステナビリティ委員会を設置し、原則として年2回開催して、当社グループが取り組むべき社会課題の設定、KPIおよび目標を検討・設定・検証するとともに、当社グループのサステナビリティ活動についての報告を受け、審議をおこないます。

第20条（人権に関する考え方）

1. 当社は、事業活動を行う全ての国・地域において人権を尊重し、事業活動において関与し得る人権への負の影響を見過ごすことなく、その是正に向けて適切に行動します。人種・性別・障がいの有無その他事由を問わず差別、ハラスメントおよび非人道的な取り扱いをせず、これらを許しません。また、結社の自由と団体交渉を含む労働者の権利を尊重し、人身売買を含むあらゆる種類の現代奴隷を許さず、強制労働、児童労働その他あらゆる人権を侵害する形態の労働をさせません。
2. 当社は前項を実践するために人権方針を定め、ステークホルダーや社外有識者との協働により、人権尊重の取り組みを推進します。

第 21 条（役職員の多様性および安全・健康に関する考え方）【2-4】

1. 当社は、国籍、性別、年齢に関係なく事業に貢献する人を正当に評価することとしており、役員や管理職への登用にあって女性・外国人・中途採用者等の属性による制限は一切設けません。

【2-4①】

2. 多様性のある役職員は会社にとってかけがえのない財産であり、役職員の安全確保、心身の健康維持・増進およびワーク・ライフ・バランスに配慮し、各々のライフイベントへ柔軟に対応しながら、その成長を全面的に支援します。そのために、事業活動を行う国・地域の法令に定める以上の賃金、公正な人事評価・処遇制度および安全で衛生的かつ働きやすく健康的な職場環境を整備します。また、これらの実施状況については当社ウェブサイトなどを通じて開示します。【2-4①】
3. 当社は役職員を含む事業活動にかかわるすべての人々の安全確保と健康の維持・増進に努め、働きがいのある会社であり続けるために労働安全衛生・健康方針を定め、「労働災害ゼロ」、「職業性疾病リスクの低減」を目指します。

第 22 条（環境に関する考え方）

1. 当社は、事業活動を行う全ての国・地域の環境法令・規制を遵守するとともに、バリューチェーンのあらゆる段階で地球環境と調和した活動に取り組みます。特に気候変動問題への対応や資源の持続可能な利用、汚染防止および環境保全に取り組みます。
2. 当社は、持続可能な地球環境の実現のために環境方針を定め、「気候変動」「資源の持続可能な利用」「汚染防止・環境保全」に積極的に取り組みます。なお、気候変動問題への対応に関し、温室効果ガス排出量は、2050年までに「カーボンニュートラル」を目指します。
3. 当社は TCFD 提言への賛同を表明しており、この枠組みに基づく気候関連財務情報を開示しています。【3-1③】

第 23 条（顧客満足度の向上・製品安全に関する考え方）

1. 当社は、様々な社会的課題や消費者課題と向き合い、顧客満足度が高く社会的に有用で安全な製品・サービスを開発します。また、それら製品・サービスを安定的に供給し、社会から信頼される企業を目指します。
2. 当社は、お客様の信頼を確保し、お客様に満足していただける製品・サービスを提供することが経営上の重要課題であるとの認識のもと製品安全方針を定め、製品安全および品質の確保に努めます。
3. 当社は、安全で高品質な製品・サービスをお客様に届けるためにサステナビリティ調達方針を定め、環境・社会・安全への配慮と高い倫理観をもって調達活動を推進するとともに、サステナビリティ調達ガイドラインを定め、取引先とのパートナーシップのもとサプライチェーン全体で社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。

第 24 条（地域社会との調和に関する考え方）

当社は、地域とのコミュニケーションを積極的に行い、地域社会と調和し、地域住民をはじめ社会の幸福に資する活動に取り組むことで、地域にあって役職員であることに誇りを持てるグループであることを目指します。

第 25 条（ステークホルダーとの対話に関する考え方）

当社は、ステークホルダーとの真摯な対話を通じて、持続可能な社会の実現に必要な社会的課題の

把握に努めます。また、事業活動にかかわる取引関係者に対しても、本方針および様々な社会的課題の解決に向けた取り組みへの理解と協力を求めます。目標の設定や取り組みの状況については取締役会が監督し、適切に開示します。

以 上

制定： 2021年12月27日

変更： 2022年3月30日

2022年7月1日

コーポレートガバナンス・コード各原則とコーポレートガバナンス・ガイドライン各条項の対照表

CGC 原則	ガイドラインの条数	コンプライ or エクスプレイン
1	第 3 章	コンプライ
1-1	第 13 条	コンプライ
1-1①	第 13 条第 2 項	コンプライ
1-1②	第 13 条第 1 項 (2)	コンプライ
1-1③	第 13 条第 3 項	コンプライ
1-2	第 13 条	コンプライ
1-2①	第 13 条第 1 項 (3)	コンプライ
1-2②	第 13 条第 1 項 (1)	コンプライ
1-2③	第 13 条第 1 項 (1)	コンプライ
1-2④	第 13 条第 1 項 (3)、第 13 条第 1 項 (4)	コンプライ
1-2⑤	第 13 条第 1 項 (5)	コンプライ
1-3	第 15 条第 1 項	コンプライ
1-4	第 17 条	コンプライ
1-4①	第 17 条第 4 項	コンプライ
1-4②	第 17 条第 4 項	コンプライ
1-5	第 16 条	コンプライ
1-5①	第 16 条	コンプライ
1-6	第 15 条第 4 項	コンプライ
1-7	第 3 条第 3 項	コンプライ
2	第 2 章、第 3 章、第 4 章	コンプライ
2-1	第 3 条第 1 項	コンプライ
2-2	第 12 条第 2 項	コンプライ
2-2①	第 12 条第 3 項	コンプライ
2-3	第 4 章	コンプライ
2-3①	第 4 章	コンプライ
2-4	第 1 条、第 21 条	コンプライ
2-4①	第 21 条第 1 項、第 21 条第 2 項	エクスプレイン
2-5	第 12 条第 4 項	コンプライ
2-5①	第 12 条第 4 項	コンプライ
2-6	第 18 条	コンプライ

CGC 原則	ガイドラインの条数	コンプライ or エクスプレイン
3	第 3 章	コンプライ
3-1 (i)	第 3 条第 2 項	コンプライ
3-1 (ii)	前文、第 1 条	
3-1 (iii)	第 7 条	
3-1 (iv)	第 6 条	
3-1 (v)	第 6 条第 2 項、第 6 条第 3 項	
3-1①	第 3 条第 2 項	コンプライ
3-1②	第 3 条第 2 項、第 13 条第 1 項 (3)	コンプライ
3-1③	第 19 条、第 22 条第 3 項	コンプライ
3-2	第 5 条第 2 項	コンプライ
3-2① (i)	第 5 条第 3 項	コンプライ
3-2① (ii)	第 5 条第 3 項	
3-2② (i)	第 5 条第 2 項	コンプライ
3-2② (ii)	第 5 条第 2 項	
3-2② (iii)	第 5 条第 2 項	
3-2② (iv)	第 5 条第 2 項	
4	第 2 章	コンプライ
4-1	第 3 条	コンプライ
4-1①	第 3 条第 1 項	コンプライ
4-1②	第 3 条第 2 項	コンプライ
4-1③	第 6 条第 4 項	コンプライ
4-2	第 3 条、第 7 条、第 19 条	コンプライ
4-2①	第 3 条、第 7 条	コンプライ
4-2②	第 3 条、第 19 条	コンプライ
4-3	第 3 条、第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条	コンプライ
4-3①	第 6 条	コンプライ
4-3②	第 6 条	コンプライ
4-3③	第 6 条第 3 項	コンプライ
4-3④	第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条	コンプライ
4-4	第 4 条	コンプライ
4-4①	第 4 条	コンプライ
4-5	第 6 条第 1 項	コンプライ
4-6	第 6 条第 1 項	コンプライ
4-7 (i)	第 6 条第 1 項	コンプライ
4-7 (ii)	第 6 条第 1 項	
4-7 (iii)	第 6 条第 1 項	
4-7 (iv)	第 6 条第 1 項	

CGC 原則	ガイドラインの条数	コンプライ or エクスプレイン
4-8	第 2 条第 2 項	コンプライ
4-8①	第 8 条第 2 項	コンプライ
4-8②	第 8 条第 1 項、第 8 条第 2 項	コンプライ
4-8③	当社は支配株主を有していないため該当条項なし	コンプライ
4-9	第 6 条第 1 項	コンプライ
4-10	第 6 条、第 7 条、第 8 条第 1 項	コンプライ
4-10①	第 6 条、第 7 条	コンプライ
4-11	第 2 条、第 3 条第 5 項、第 6 条	コンプライ
4-11①	第 2 条第 2 項、第 6 条第 2 項	エクスプレイン
4-11②	第 6 条第 1 項	コンプライ
4-11③	第 3 条第 5 項	コンプライ
4-12	第 3 条第 4 項	コンプライ
4-12① (i)	第 3 条第 4 項	コンプライ
4-12① (ii)	第 3 条第 4 項	
4-12① (iii)	第 3 条第 4 項	
4-12① (iv)	第 3 条第 4 項	
4-12① (v)	第 3 条第 4 項	
4-13	第 8 条	コンプライ
4-13①	第 8 条第 3 項	コンプライ
4-13②	第 8 条第 4 項	コンプライ
4-13③	第 8 条第 3 項、第 9 条第 2 項	コンプライ
4-14	第 8 条第 4 項	コンプライ
4-14①	第 8 条第 4 項	コンプライ
4-14②	第 8 条第 4 項	コンプライ
5	第 3 章	コンプライ
5-1	第 14 条	コンプライ
5-1①	第 14 条 (3)	コンプライ
5-1② (i)	第 14 条 (1)	コンプライ
5-1② (ii)	第 14 条 (1)	
5-1② (iii)	第 14 条 (2)、第 14 条 (4)	
5-1② (iv)	第 14 条 (1)、第 14 条 (4)	
5-1② (v)	第 14 条 (1)	
5-1③	第 14 条 (5)	コンプライ
5-2	第 3 条第 2 項	コンプライ
5-2①	第 3 条第 2 項	コンプライ